<全般>

Q1:市はどのような協力をしてくれるのか。

A1:保育的機能を整備・運営するための費用について、補助事業者に対し、15,000千円を 上限として、補助対象経費の10/10の補助金を交付します(保育的機能の見守りスタッフに ついては月額補助上限額あり)。また、事業所のオープン時にプレスリリース、業務部分(仕 事を行うスペース)に従事するスタッフを募集する際、広報活動に協力します。

Q2:市から場所を提供してもらえるか。

A2:市所有施設を提供することはできません。

Q3:業務部分(仕事を行うスペース)と保育的機能部分(子どもの見守りスペース)は別建物でも問題ないか。

A3:保育的機能部分(子どもの見守りスペース)は、原則、業務を行うスペースに隣接したスペースを設けられることを期待していますが、市内の物件事情もあるので、子どものトイレ等に間に合う距離と考えられる同一建物内や隣接建物も可能です。

Q4:令和6年度以降に市から何か協力はあるか。

A4:令和5年度は保育的機能の整備に係るハード経費とソフト経費を補助対象とし、運営費については令和6年4月分から及び令和7年2月分までの経費を補助対象経費とします。ただし、ソフト経費については令和5年度の施設整備に係るソフト経費は上限1,000千円とし、令和6年度の運営に係るソフト経費と合わせて、補助額は上限10,000千円となります。以下の補助金の交付年度のイメージを参考にしてください。

<補助金交付例>

令和5年11月補助金交付決定、令和6年2月開設、ハード整備費500万円、施設整備に係るソフト経費80万円、運営費月80万円の場合

令和5年度					令和6年度
R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4~R7.2
整備費(ハード+ソフト)				運営費は	運営費(ソフト)11カ月分
(500万円 + 80万円)				対象外	(880万円)

補助金交付額

令和5年度:580万円(ハード経費500万円、施設整備に係るソフト経費80万円)

令和6年度:880万円(運営に係るソフト経費880万円)

合計:1,460万円(ハード経費500万円、ソフト経費960万円)

<補助事業者>

Q5:個人事業主は対象とならないのか。

A5: 法人関係税の増収を目指しておりますので、今回の補助金は営利法人を対象としています。

Q6:具体的に対象となる法人の種類はどのような法人か。

A6:株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、各士業に関する法人、公益法人に対する 税制優遇制度の対象とならない事業を実施している医療法人、社団法人、財団法人等です。

Q7:業務部分(仕事を行うスペース)運営事業者と保育的機能部分(子どもの見守りスペース)運営事業者が事業パートナーとなり、提案及び補助金申請することは可能か。

A7:可能です。経費ごとに支払い者を明確にしていただき提案及び申請を行ってください。

<事業所開設時期>

Q8:令和6年2月末までにオープンしなければならないか。

A8:本補助金は国の補助金を活用しているため、令和6年2月29日(木)までのオープン が補助金交付の要件となります。

<事業所の規模の最低条件>

Q9:開設する事業所の規模の最低条件はあるか。

A9:「公募要領2 事業概要(3) 補助対象となる事業所の規模および運営する保育的機能の最低要件 ①事業所の規模の最低要件」に記載のとおり、保育的機能の運営に専従する従業員を除く従業者数が5人以上であることです。

<運営する保育的機能の最低条件>

Q10:保育的機能とはどのようなものか。

A10:保育施設ではなく、保育「的」機能であり、いわゆる「見守り」的なかたちとなるので、法に基づく基準等はありません。保育施設ではないことから、オムツの交換、トイレの付き添い、食事の提供などの保育の提供はできず、これらは保護者が行う必要があります。

Q11:見守りスタッフは保育士の資格が必要か。

A11:必ずしも保育士等の資格を有している必要はありません。

Q12:預かる子どもは何歳児からか。

A12:預かる子どもの年齢や条件(自立歩行ができる等)は開設法人で設定できます。

Q13:保育を提供する施設とした場合、補助対象となるか。

A13:保育士が保育の提供(オムツの交換、トイレの付き添い、食事の提供など)を行う施設の場合でも補助対象となりますが、私設保育施設(認可外保育施設)としての基準を満たし、届出を行う必要があります。保育の提供を行う施設とする場合は、必ず事前に本市の保育課及び神奈川県へ相談してください。

Q14:従業員以外の子どもを預かってよいか。

A14:可能です。ただし、私設保育施設(認可外保育施設)としての基準を満たし、届出を 行う必要がある場合がありますので、必ず、本市の保育課及び神奈川県へ相談してくださ い。あわせて、従業員以外の子どもを預かる時間が、事業所で業務に従事する従業員の子ど もを預かる時間を超えないことが必要です。